

の斗争をなすべきである。

日本労働組合總聯合會關西聯合會規約

第一章 總 則

第一條 本聯合會は日本労働組合總聯合會（以下總聯合會と略稱す）關西聯合會と稱し事務所を大阪に置く

第二條 本聯合會は關西に於ける總聯合會所屬労働組合を以て組織す

第三條 本聯合會は總聯合會の綱領に基き宣言、主張、決議の實現を圖るを以て目的とす

第二章 機 關

第一節 中央委員會

第四條 中央委員會は本聯合會の最高機關にして中央委員、役員を以て構成す

第五條 中央委員會は毎年四回會長を召集す 但し常任委員會が必要と認めたる時は會長は隨時中央委員會を召集することを要す